

仙台市新型インフルエンザ等対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領

(平成 27 年 7 月 17 日危機管理監決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成 27 年 6 月 10 日危機管理監決裁）第 10 条第 2 項の規定に基づき、仙台市新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）及び区新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「区本部事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部事務局の所掌事務)

第 2 条 本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の運営に関すること
- (2) 新型インフルエンザ等の情報の収集、整理及び伝達に関すること
- (3) 新型インフルエンザ等対策に係る活動の総合調整に関すること
- (4) 各部、各区新型インフルエンザ等対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 新型インフルエンザ等対策に係る派遣及び応援の要請に関すること
- (6) 市民広報に関すること
- (7) 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること
- (8) 記者会見に関すること
- (9) その他新型インフルエンザ等対策の実施に必要な事項

(本部事務局長等)

第 3 条 本部事務局に、事務局長、事務局次長、総括担当課長、広報担当課長及び事務局員を置き、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 事務局長は、本部長の命を受け、本部事務局の掌握事務を統括する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 総括担当課長及び広報担当課長は、事務局長の命を受け、事務局員を指揮監督する。
- 5 事務局員は、上司の命を受け、本部事務局の事務を処理する。

(幹事会議)

第 4 条 本部事務局長は、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、関係する部及び区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区本部」という。）の幹事で構成する幹事会議を開くことができる。

- 2 前項の幹事会議に、必要に応じ、危機管理監、その他の職員を出席させることができる。
- 3 第一項の幹事会議に、必要に応じ、関係機関の代表者、学識経験者等を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(連絡員の派遣)

第 5 条 本部事務局長は、関係機関との連絡体制を確保するため、必要に応じ、事務局員等を当

該関係機関に派遣することができる。

(区本部事務局の所掌事務)

第6条 区本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区本部の運営に関する事
- (2) 区新型インフルエンザ等情報センターの設置及び運営に関する事
- (3) 新型インフルエンザ等に係る情報等の収集及び伝達に関する事
- (4) 区各班の分担任務に係る新型インフルエンザ等対応マニュアル等の総合調整に関する事
- (5) 本部及び関係機関との連絡調整に関する事
- (6) その他区の新型インフルエンザ等対策の実施に必要な事項

(区本部事務局長等)

第7条 区本部事務局に、事務局長、事務局次長、総括課長及び事務局員を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 事務局長は、区本部長の命を受け、区本部事務局の所掌事務を総括する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 総括課長は、事務局長の命を受け、事務局員を指揮監督する。
- 5 事務局員は、上司の命を受け、区本部事務局の事務を処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部事務局及び区本部事務局の運営に関し必要な事項は、各事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

事務局 長	危機管理局危機管理部長
事務局 次長	危機管理局防災・減災部長 危機管理局参事 総務局総務部長 保健衛生部長 保健所長
総括担当課長	危機管理局危機管理課長 危機管理局危機対策課長 危機管理局防災計画課長 危機管理局減災推進課長 健康福祉局保健管理課長 健康福祉局感染症対策課長 危機管理監が指定する課等の長
広報担当課長	総務局広報課長
事務局 員	危機管理局危機管理課員 危機管理局危機対策課員 危機管理局防災計画課員 危機管理局減災推進課員 総務局広報課員 健康福祉局保健管理課員 健康福祉局感染症対策課員 消防局指令課員 危機管理監が指定する課等の職員

別表第2（第7条関係）

事務局 長	まちづくり推進部長
事務局 次長	区民部長
総括課長	区民生活課長 総務課長 まちづくり推進課長
事務局 員	区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員